

気象学会での声明等の取扱い要領

①気象学会自ら発表するもの

- ・ 声明：学会名 総会で承認（総会に諮る場合には事前に会員の意見を聴取）
- ・ 提言：理事長名 常任理事会で承認（常任理事会で案文作成後、理事に照会。総会に報告。）
- ・ 要請：理事長名 常任理事会で承認（常任理事会で案文作成後、理事に照会。理事会に報告。）
- ・ 要望：理事長名 常任理事会で承認（常任理事会で案文作成。理事会に報告。）

②依頼を受けて発表するもの

- ・ 要請：理事長名 常任理事会で承認（常任理事会で案文作成後、理事に照会。理事会に報告。）
- ・ 要望：理事長名 常任理事会で承認（常任理事会で案文作成。理事会に報告。）

③発表の基準

- ・ 気象学会の活動に密接不可分な活動等に関連する事案。
- ・ 依頼機関等のこれまでの活動並びに今後の活動等において気象学、大気科学との密接な関連性が認められる場合。

④定義

- ・ 声明：日本気象学会がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を公に発表すること。
- ・ 提言：日本気象学会がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見を関係機関等に提出すること。
- ・ 要請：日本気象学会がその目的を遂行するために特に必要と考えられる個別事項について、実現するように関係機関等に願い出ること。
- ・ 要望：日本気象学会がその目的を遂行するために特に必要と考えられる個別事項について、実現するように期待すること。

制定 2009 年 3 月 13 日
(理事会申し合わせ事項)